

# 平成28年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 一般選考入学者試験「専門科目試験問題紙」

### 科目試験区分： A 法律（民法、行政法）

#### 答案作成上の注意

1. 試験の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は、民法は1枚、行政法は2枚である。
3. 解答用紙は両面のものが、民法は1枚、行政法は1枚である。
4. 解答用紙はすべて必ず提出せよ。
5. 受験番号(2箇所)は、すべて解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 判例及び書き込みのない所定の六法の持ち込みを認める。

平成28年度北海道大学大学院公共政策学教育部

一般選考入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：A 法律(民法)

---

以下の第1問または第2問のどちらか一方を選択のうえ解答し(配点50点。両方を解答した場合は0点とする。)、さらに第3問(配点50点)を必ず解答しなさい。

第1問

Aは、弟Bに土地甲を贈与し、その際に、所有権移転登記手続を行わせるため、Bに対し、委任状のほか、実印と印鑑証明書を預けた。ところが、Bは、自分がCから5000万円の借金をするのにそれらを利用し、Aを代理して、Aを連帯保証人とする旨の契約をCと締結した。

この事案において、Cは、Aに対し、保証債務の履行を請求することができるか。

第2問

Aは、Bとの間でBの所有する土地甲について賃貸借契約を締結したが、この契約締結より前に土地甲には既にCが小屋を建てて住み着いていた。そこで、Aは、貸主であるBに対して苦情を述べたが、Bは何ら対策を講じようとしなかった。Aは、Cを土地甲から立ち退かせたいと考えている。AがCを土地甲から立ち退かせるために考えられうる法的手段を全て挙げて、その可否を検討しなさい。

第3問

生命侵害の不法行為を理由とする損害賠償請求権の請求権者について説明しなさい。

# 平成28年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 一般選考入学者試験「専門科目試験問題」

### 試験科目：A 法律（行政法）

---

以下のすべての問いに答えなさい。

1. 理由提示の趣旨および程度について、関連する判例に言及しながら、論じなさい。(50点)

2. Xは、タクシー運送業を営む一般乗用旅客自動車運送事業者であり、Y地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有していたところ、Yは、当該地域における乗務距離の最高限度として、日勤乗務運転者について一乗務当たりの乗務距離を270kmに制限する旨の公示をした。これに対し、Xは、Xの営業所に属するタクシー運転者を、当該限度を越えて、乗務させたいと考えている。この場合、Xは、どのような訴訟を提起することができると考えられるか、適用条文を示しつつ、論じなさい。(50点)

(参照条文)

#### 【道路運送法（昭和26年法律第183号）】

第27条 一般旅客自動車運送事業者は……事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

3 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が……前2項の規定……を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 (省略)

第40条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

# 平成28年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 一般選考入学者試験「専門科目試験問題」

### 試験科目：A 法律（行政法）

---

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 （以下省略）

#### 【旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）】

第22条 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。

2 前項の乗務距離の最高限度は、当該地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。

3 地方運輸局長は、第一項の地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めるときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。